**仙台市スポーツ推進委員候補者推薦要項（令和7・8年度推薦）**

１．スポーツ推進委員の職務等

（1）職　務

スポーツ振興の施策は，住民生活に直結して行われることが大切であり，その意味から市町村の施策がスポーツ振興の基礎となる。そして，この市町村の施策の推進役を担うのが，スポーツ基本法第32条に規定されているスポーツ推進委員である。

これまでのスポーツ推進委員（旧体育指導委員）の職務は，地域住民に対してのスポーツの実技の指導を行うことが主であったが，時代の変化に伴い，現在では，地域スポーツ推進の旗振り役となるべく，そのコーディネーターとしての役割が期待されている。

（ｱ）地域スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整

（ｲ）地域住民へのスポーツ等の実技指導

（ｳ）地域スポーツ団体の組織の育成や運営への指導及び助言

 (ｴ) 市またはスポーツ関係団体が行うスポーツに関する行事や事業への協力

（ｵ）地域住民へのスポーツ推進のための指導及び助言

（2）任　期（１期２年間）

令和７年４月１日から令和９年３月31日までの２年間

（3）報　酬

年額６４，０００円（他に被服貸与：運動着上下・ポロシャツ・帽子）

２．推薦条件

前項の職務を遂行するに必要な能力及び資格，熱意を有し，社会的信望があり，スポーツに関する深い関心と理解をもつ者であること。但し，次の各項に該当する者は除く。

（1）成年被後見人または被保佐人

（2）禁固以上の刑に処せられ，その執行を受けている者

（3）地方公共団体において，懲戒免職の処分を受けて，該当処分の日から２年を経過しない者

３．推薦基準および推薦人数

　　　地域スポーツの推進を図るため，小学校学区および行政区から下記のとおりスポーツ推進委員候補者を推薦し，別紙推薦書様式にて仙台市長（文化観光局スポーツ振興課）あてに提出する。

（1）小学校区推薦委員会推薦の場合

小学校学区ごとに以下の(ｱ)～(ｵ)の者で構成した推薦委員会を設け，学区内に居住している者を候補者として最大３名まで推薦することができる。

なお，震災の影響等により，学区外に居住する者であっても，その学区でスポーツ推進委員としての活動実績があり，今後も継続して活動できる者であればこれを問わない。

 (ｱ) 小学校長　(ｲ) 学区民体育振興会長　(ｳ) 小学校施設開放管理運営委員長

(ｴ) 町内会長　(ｵ) その他地域において必要と思われる団体の長

また，地域でのスポーツの実技指導等を行うにあたり，自らが手本等を示すことが必要であることや，組織の活性化及び地域の人材育成を図るための若年層の登用を促進するために委員の確保が必要なことから，新任者の推薦については令和７年４月１日現在で65歳以下,再任者の推薦については令和７年４月１日現在で75歳以下の者とする。

ただし，学区統廃合による新たな学区の委員数については，経過措置として統廃合前の学区から委嘱されていた現委員を次期委嘱期間（委員改選時は新たな任期の２年間，任期途中の際は残りの期間＋新たな任期２年間）に限り，委員定数に関わらず委嘱することができるものとする。ただし，現委員がスポーツ推進委員を継続しない場合は，この限りではない。

（2）区推薦委員会推薦の場合

行政区ごとに以下の(ｱ)～(ｴ)の者で構成した推薦委員会を設け，学区にとらわれず，仙台市スポーツ推進委員協議会及び各区スポーツ推進委員会で組織のリーダー的存在となって活動できる者，組織運営や人材育成ができる者を候補者として最大３名まで推薦することができる。ただし,小学校区の推薦人数に不足がある場合は,上記３名に加え,その不足人数以内で推薦することができる。なお，候補者の年齢は，令和７年４月１日現在で75歳以下の者とする。

また,上記に加え,各行政区で特に必要な人材で,活動実績が豊富かつ他のスポーツ推進委員の模範となる者に限り,令和７年４月１日現在で76歳以上の者を最大３名まで推薦することできる。

(ｱ) 仙台市スポーツ推進委員協議会会長　(ｲ) 仙台市スポーツ推進委員協議会副会長

(ｳ) 区スポーツ推進委員会委員長　(ｴ) 区学区民体育振興会会長